

山梨県立あけぼの支援学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年7月16日（実施）

令和3年6月28日（改訂）

令和7年4月21日（改訂）

山梨県立あけぼの支援学校は、「いじめ防止対策推進法第13条」を受けて、いじめ防止のために実施すべき取り組みを以下に定める。

1 いじめ防止に向けての基本方針

【いじめの問題に関する基本的な考え方】

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

【具体的ないじめの態様】

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ② 仲間外れ、集団により無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

【いじめの禁止】

児童生徒は、「いじめ」の定義に該当する行為を行ってはならない。

【学校及び教職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

【教職員がもつべきいじめ問題に関する基本認識】

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【いじめ防止に向けての基本姿勢】

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、すべての教職員が「いじめは絶対許さない」という強い信念を持ち、「いじめのない学校づくり」に努める。
- (2) すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があることの認識を、すべての教職員が持つとともに、児童生徒全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行う姿勢をすべての教職員で共有する。
- (3) 教育活動全体を通して、児童生徒や教職員すべてが「自分も他人も大切な存在である」という気持ちや態度を育むようにする。
- (4) いじめを発見した場合は、いじめられている児童生徒の立場に立ち、学校全体で当該児童生徒を守る。
- (5) いじめを行っている児童生徒に対しては、毅然とした態度で、適切な対応と指導を行う。
- (6) 保護者並びに関係者との連携を図りながら、いじめ防止や早期発見にあたるとともに、いじめを発見した場合にも関係者等と連携してその解決にあたる。
- (7) すべての教職員が正しい知識を持ち、児童生徒と適切な関係を持つために研修会を実施する。

2 いじめ防止対策のための基本的な取り組み

【いじめ防止対策のための組織】

(1) いじめ防止対策のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 委員会の委員は以下のものとする。

○ (校内委員会)

校長 第1教頭 第2教頭 教務主任 各学部主事 生徒指導主事 養護教諭
保健主事、当該グループ担任 (いじめが発生した場合)

※その他、検討事案により必要に応じて各分掌主事・主任が該当する。

○ (拡大いじめ防止対策委員会)

「いじめ防止対策委員会」に学校評議員やスクールカウンセラー等を加える。

※拡大いじめ防止対策委員会は、年間に2回程度開催 (学校運営協議会に併せて開催) する。

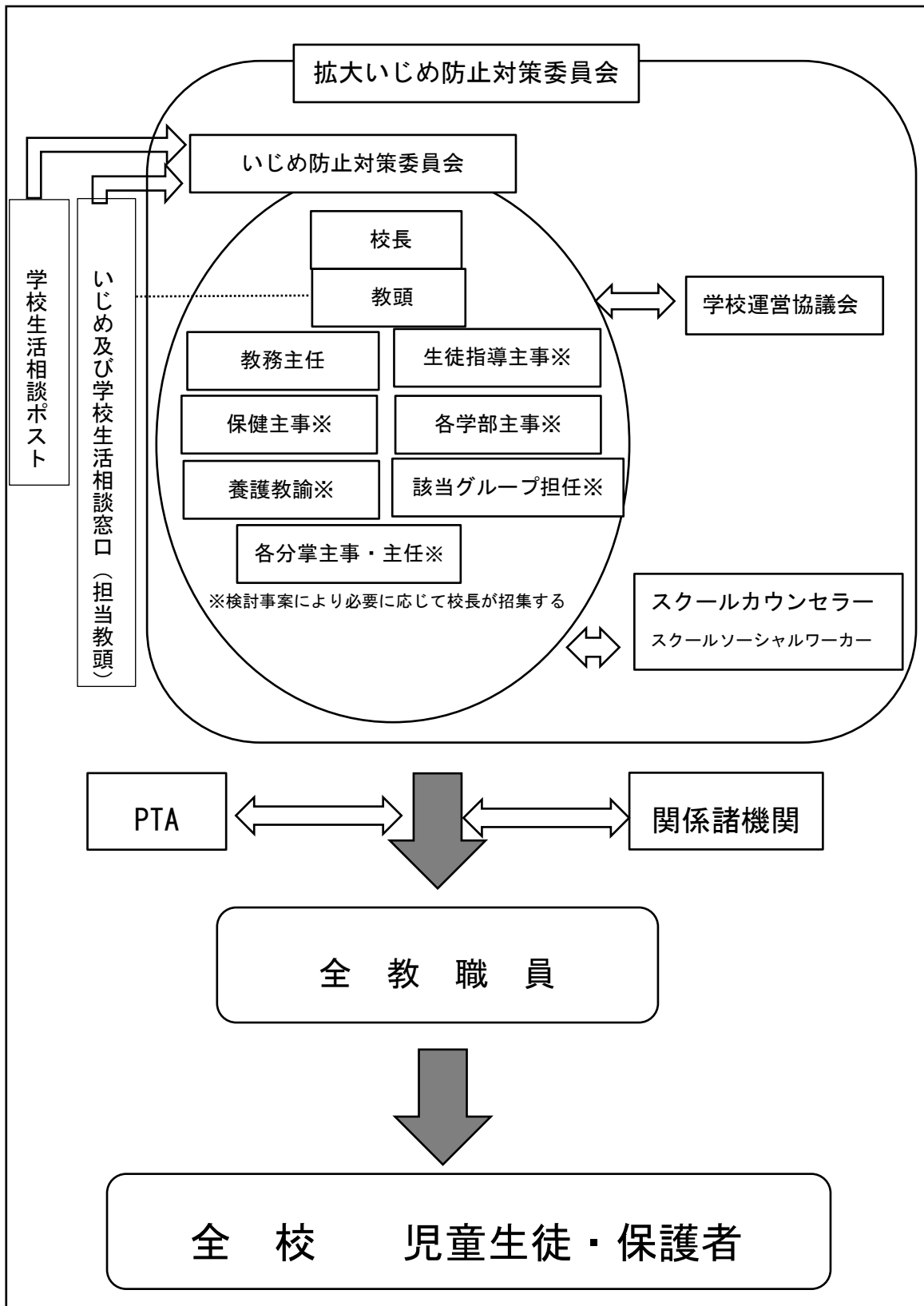
※各分掌主事・主任、該当グループ担任は、検討事案により必要に応じて校長が招集する。

※拡大いじめ防止対策委員会は、いじめ発生時などにおける実態調査の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

(3) いじめの発生時等必要な場合に、校長の指示により開催する。また、事案に応じていじめ防止対策委員会のメンバー以外にも必要なメンバーを加え対応する。

(4) いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

【いじめ防止のための学校の体制】



【いじめの未然防止】

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

【いじめ防止のための具体的な取り組み】

- (1) 学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、それに基づいて学校教育全体を通して具体的・組織的な指導を行う。
- (2) 児童生徒が自信を持って主体的に参加・活動する場面を設定し、これらの活動を通して児童生徒達が自分自身を価値ある存在と認めて大切に思う「自己有用感」が持てるようにする。
- (3) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を育むために、教育活動全体を通して、また、特別の教科 道徳の時間や特別活動、ホームルームや学級活動の時間帯に適切な指導を行う。
- (4) インターネットや携帯電話また SNS を通じて行われている、いじめを防止するための情報提供や必要な啓発活動を行う。
- (5) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることを認識し、すべての教職員が児童生徒との適切な関わりを持つ。

【いじめ早期発見のための具体的な取り組み】

- (1) 日常的な児童生徒の行動等観察を徹底する。
- (2) 児童生徒と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒たちと場を共にしながら、教職員が個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることのできる感性を高める。
- (3) 連絡帳等を通して、こまめに児童生徒について家庭と情報交換を行う。
- (4) 児童生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。
- (5) 欠席状況（長欠児童生徒）等を把握する。
- (6) 「いじめ及び学校生活相談窓口」の設置
学級担任・生徒指導主事協力のもと、生指担当教頭が窓口となり、保護者へも周知する。

(7) 「学校生活相談ポスト」の活用（管理は校長）

学校生活における悩みや相談内容などについて児童生徒が直接学校教職員に伝えることのできる手段として活用する。学級における指導によりこれを啓発していく。

【いじめ発生時の対応】

(1) いじめ防止対策委員会の開催

- ① 担当教頭は、「いじめ及び学校生活相談窓口」で相談を受けた場合は校長に報告し、「いじめ防止対策委員会」の臨時の開催を要請する。
- ② 学級担任等は、児童生徒保護者から、いじめについての情報を得た場合は、迅速に担当教頭に報告し、担当教頭は「いじめ防止対策委員会」の臨時の開催を要請する。
- ③ 校長は、担当教頭の要請を受け、また、「学校生活相談ポスト」にいじめの相談事案があった場合は、「いじめ防止対策委員会」を臨時に開催する。
- ④ いじめ防止対策委員会への報告内容は以下に事項とし、担当教頭が中心となって、時系列に沿って詳細な事実確認を行う。
 - ・状況や訴えの概要
 - ・日々の日撃情報の集約
(児童生徒の気になる変化、遊びや悪ふざけの日撃情報)
 - ・連絡帳等保護者からの情報
 - ・児童生徒への聞き取り
 - ・保健室での様子
 - ・インターネット、携帯電話のやり取り
 - ・必要に応じて地域からの情報収集

(2) いじめに対する対応の原則（いじめ防止対策委員会での検討事項）

- ⑤ 事実関係の確認
- ⑥ 被害児童生徒のケア
- ⑦ 加害児童生徒の指導
- ⑧ 周囲の児童生徒のケア
- ⑨ 調査結果について、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を、適切に提供する。
- ⑩ 再発防止対策の検討
- ⑪ 生命・財産などの重大な被害の場合の判断

(3) 生命、財産などの重大な被害とは以下のような状態をいう。

- ⑫ いじめにより、当該学校の児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

(4) 生命、財産などの重大な被害の場合と認められた場合の対応の原則

- ⑬ 重大事態が発生したことを山梨県教育委員会に報告する。

※山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課児童生徒支援担当 055-223-1789

- ⑭ 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」(教育委員会の附属機関)が主体となり、学校の「いじめ防止対策委員会」と連携して行う。

- ⑮ 調査上の目的と配慮

- ・調査は、学校活動に極力支障がないように進め、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校／教職員がどのように対応したか」等の事実関係を、可能な限り網羅的にすること。である。
- ・重大事態の当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。

- ⑯ 調査結果について、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を、適切に提供する。

- ⑰ 調査結果および必要な情報を、山梨県教育委員会に報告する。

3 「学校いじめ防止基本方針」の公表・評価・点検について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は本校ホームページで公表する。
- (2) 学校評価にいじめ防止等に関する項目を設ける。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」は、毎年度評価し、その改定については、いじめ防止対策委員会で決定する。

4 保護者や地域への働きかけについて

- (1) PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- (2) いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解していただくために、保護者や学校に関わる地域の人々を対象にホームページ等による広報活動を積極的に行う。

5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、児童生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに人権被害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

【ネット上のいじめとは】

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

- ① メールによるいじめ
- ② ブログでのいじめ
- ③ チェーンメールでのいじめ
- ④ SNS から生じたいじめ
- ⑤ 動画共有サイトでのいじめ

【ネット上でのいじめの未然防止のために】

学校での校則順守の徹底・情報モラルの指導に加えて、家庭での指導も協力していただき、保護者と連携・協力しながら双方で指導を行うようにする。

①未然防止に向けて

- * 児童生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒たちを危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- * インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- * 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

②早期発見のために

- * 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

③情報モラルの指導の際のポイント

- * 発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- * 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- * 違法情報や有害情報が含まれていること。
- * 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- * 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。
- * 書き込みの内容が悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

【早期発見・早期対応のために】

①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像への対応

- * 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- * 学校、保護者だけでは、困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

②書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。(※学校非公式サイトの削除も同様)